

知っておきたい 透析者の福祉制度

透析導入に伴い、医療費や生活・仕事はどうなるのか？ 心配も多いです。

透析治療を受けている患者の皆さん、医療保険制度・社会保障制度についてご存知ですか？ 透析患者の急増・経済不況の続く中で、年金を含む社会保障制度・医療保険制度は著しく後退しています。『制度の改悪』は、私達患者の生活・医療の質の低下になります。

今こそ、自分たちの力で、『社会保障の礎』を守りましょう。

知っていますか？ 患者さんが病院の窓口で治療費までを支払う仕組み

身体障害者手帳の制度



身体障害者福祉法により、腎臓の障害程度によって、1級・3級・4級の手帳を交付されます。視力障害等の合併症がある場合、合わせて等級認定されます。

★全腎協の働きで、昭和47年に腎臓機能障害者が内部障害者として認定される。

受けられるサービス

- ・所得税・住民税の減税。自動車税・自動車取得税の免税
- ・JR・バス・航空機・タクシー運賃 駐車場・有料道路割引など
- ・携帯電話の割引サービス(基本料半額)
- ・青い鳥郵便葉書の無償配布(1,2級の方)
- ・映画館・美術館など(利用時確認要)
- ・雇用の優遇制度あり。(昭和54年雇用促進法の対象となる)
- ・NHK 受診料免除(非課税世帯)
- ②所得や障害等級・障害種類によって受けることのできる制度に違いはあります。

国民皆保険制度(健康保険制度)



昭和42年透析が保険適用となるが、当事健康保険家族は5割、国民健康保険3割で、健保本人でなければ(それでも『金の切れ目が命の切れ目』であり、選ばれた人しかこの医療を受けることができませんでした。(昭和53年2月には、腎臓移植が適用となる。)

付帯して 特定疾病長期療養受給者証の制度



対象疾病(※)については、その疾病(人工透析)にかかる1ヶ月1万円(但し、入院・通院別医療機関別)の負担で治療を受けることができます。

(病院の証明必要) ※高額所得者2万円

岡山県腎協では会員に情報提供を行っています。詳しくは事務局まで

自立支援法(自立支援医療)



平成18年4月より『自立支援医療』となりました。原則として定率1割

負担ですが、月額負担上限額が設定されています。所得によって負担額が違います。身体障害者手帳を持つことにより、自立医療指定医療機関で透析を受けている患者は、自立支援医療を適用することができます。

岡山県重度心身障害者

医療費助成制度



自立支援医療では、透析治療に掛かる制度ですが、この制度は、透析治療以外の医療費を補助されます。

※原則1割ですが、負担軽減として、自己負担上限額を設けています。③制度適用には、所得制限・年齢条件などがあります。

岡山県重度心身障害者医療費助成制度の自己負担額

所得区分	自己負担制限額	
	通院	入院または合算
一定以上	44,400円	80,100円 + α
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	4,000円(緩和措置 2,000円)	12,000円
低所得者Ⅰ	2,000円(緩和措置 1,000円)	6,000円

低所得者Ⅱー 世帯員の市町村民税所得割の合計額が無い者
 低所得者Ⅰー 低所得者Ⅱのうち、すべての世帯員について合計所得が無い者
 ※この制度は、県下市町村ごとにカバーされているので、負担額はこの額に限りません。また、通院費助成を行っている市町村もあります。